

議案第 79 号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 6 月 24 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号及び第20号並びに第3条第1項第1号ア及び第2号イ中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

多可町福祉医療費助成条例の新旧対照表

現 行	改 正
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円_____」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万9千円_____」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の

現 行	改 正
3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。 (助成対象者) 第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。)とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。 (1) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅰ(以下、「区分Ⅰ」という。)として助成の対象とする。 ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 イ (略) (2) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅱ(以下、「区分Ⅱ」という。)として助成の対象とする。 ア (略) イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 ウ・エ (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略)	3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。 (助成対象者) 第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。)とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。 (1) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅰ(以下、「区分Ⅰ」という。)として助成の対象とする。 ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。 イ (略) (2) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅱ(以下、「区分Ⅱ」という。)として助成の対象とする。 ア (略) イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。 ウ・エ (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略)